

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月21日

支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長 折茂 建

(公 印 省 略)

1 業務概要

- (1) 業 務 名 分館ほか建築基準法適合状況調査
- (2) 履行場所 東京都千代田区永田町1-7-1 分館ほか
- (3) 業務内容 本館構内における検査済証が確認されていない既存建築物（本館・供待所を除く）の建築基準法適合状況調査を行う。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度参議院競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 平成22年4月1日以降に履行が完了した以下の要件を満たす業務（以下「同種業務」という。）の実績を有すること。
 - ・RC造又はSRC造の1棟で延べ面積4,000㎡以上の建築物で建築基準法令の規定への適合状況調査を含む業務
- (5) 平成22年4月1日以降に履行が完了した同種業務に携わった経験を有する者を本業務の業務責任者として配置できること。
 - なお、配置予定の業務責任者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。
- (6) 参議院から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 各府省庁等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 支出負担行為担当官が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約ができること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部営繕課契約係
電話03-3581-3111（内線74502）

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

交付期間 : 令和7年5月21日から令和7年6月30日まで。

交付方法 : 入札説明書、入札心得、契約書（案）及び業務概要書は、電子調達システムからのダウンロード又はCD-Rによる交付。

CD-Rによる交付の場合は次による。

交付期間 : 令和7年5月21日から令和7年6月4日まで。

午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。

交付方法：未使用のCD-Rを(1)に持参することとし、持参したCD-Rに入札説明書等の電子ファイルを複製したものを無償で交付する。交付希望者は、事前に(1)に連絡をすること。なお、郵送による交付を希望する場合は、事前に(1)に連絡をした上で、CD-R及び所定の郵便料金分の切手を貼付した返信用封筒を(1)に送付すること。

(3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：令和7年5月21日から令和7年6月4日まで。

受付時間：午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：電子調達システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

（郵送の場合は、期限までに必着のこと。）

(4) 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：令和7年6月25日から令和7年6月27日まで。

受付時間：午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：電子調達システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

（郵送の場合は、期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

日時：令和7年6月30日（月）午後2時

場所：〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16

参議院第二別館東棟2階 営繕課・電気施設課会議室

(6) (3)から(5)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

4 電子調達システムの利用

本業務は「電子調達システム」を利用し、競争参加資格確認資料等の提出及び入札を実施するものとする。ただし、紙による申請及び提出も可とする。

政府電子調達システム（GEP S） <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条第1項の調査を行うものとする。

(5) 配置予定の業務責任者の確認 落札者決定後、配置予定の業務責任者を配置しない事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 本業務に直接関連する工事等の請負契約を本業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も 3 (3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時に於いて当該資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。